## 周防大島町空家バンク実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、周防大島町内の空家等の情報を町内外に発信することにより、町内の空家等の有効活用を通じ、移住定住の促進や住み替えによる住宅環境の改善及び地域の活性化を図るとともに、管理不適切空家等の発生を未然に防止するため、周防大島町空家バンク制度に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 空家等 町内に存在する居住を目的として建築され、かつ、現に居住の用 に供されていない建物(近く居住しなくなる予定の物を含む。)及びその敷 地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。
  - (2) 所有者 空家等に係る所有権を有し賃貸若しくは売却を行うことができる 者をいう。
  - (3) 空家バンク 空家等の売却、賃貸等を希望する所有者等から申請を受けて 登録した情報を町長が必要と認める範囲で公開し、空家等の利用を希望する 者に対し紹介する制度をいう。
  - (4) 暴力団 周防大島町暴力団排除条例(平成23年周防大島町条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。
  - (5) 暴力団員 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。 (適用上の注意)
- 第3条 この告示は、空家バンク制度以外による空家等の取引を規制するものではないものとする。

(登録申請対象者)

- 第4条 空家バンクへの登録を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者 とする。
  - (1) 空家等の所有者等
  - (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者 (空家等の登録等)
- 第5条 空家バンクに空家等の情報を登録しようとする所有者等(以下「登録申請者」という。)は、空家バンク登録申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
  - (1) 建物の登記事項証明書
  - (2) 土地の登記事項証明書
  - (3) その他町長が必要と認めるもの

- 2 登録申請者は、前項の規定による申請を行う場合において、当該空家等につい て権利を有する者がほかにあるときは、その全ての者から空家バンク登録につい ての同意を得なければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による申込みがあった場合は、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、当該申込みに係る空家等を空家バンク登録物件台帳(以下「物件台帳」という。)に登録し、空家バンク登録完了通知書(様式第2号)により登録申請者に通知するものとする。
- 4 町長は、前項に定める審査又は登録物件の案内等に必要な場合は、所有者等より空家等の鍵を預かることができる。この場合において、町長は、空家バンク鍵預り証(様式第3号)を所有者等に発行するものとする。
- 5 町長は、第3項の規定により物件台帳に登録したときは、当該登録をした空家 (以下「登録物件」という。)に関する情報をホームページ等において公表するも のとする。

(登録の取消)

- 第6条 町長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件等の登録を取り消すとともに、空家バンク登録取消通知書(様式第4号)により当該登録者に通知するものとする。
  - (1) 登録物件等に係る所有権その他の権利に移動があったとき
  - (2) 登録物件等の売却の契約が成立したとき
  - (3) 登録から3年を経過したとき
  - (4) 登録事項に虚偽があったとき
  - (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとわかったとき
  - (6) その他町長が適当でないと認めたとき

(利用登録)

- 第7条 空家バンク制度を利用し、空家等の紹介を受けようとする者(以下「利用登録者という。)は、空家バンク利用登録申込書(様式第5号)を提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による利用者登録の申込みがあったときは、その内容及び 空家等に定住して、地域の活性化に寄与する意欲があることを確認の上、適当で あると認めたときは、空家バンク利用者台帳(以下「利用者台帳」という。)に登 録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空家バンク利用者登録完了通知書(様式第6号)により、当該利用登録者に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 町長は、利用者台帳に登録された登録事項に変更があったときは、当該登録について前条第3項の規定により通知を受けた利用登録者から、空家バンク利

用者登録事項変更届出書(様式第7号)を提出しなければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

- 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者の登録を利用 者台帳から抹消するものとする。
  - (1) 空家バンク利用者登録抹消届出書(様式第8号)の届出があったとき
  - (2) 利用者登録申込書の内容に、虚偽があったとき
  - (3) 空家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するお それがあると認められたとき
  - (4) 利用者登録から2年を経過したとき。ただし、経過する前に再登録した場合は、この限りではない。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき (利用登録の更新)
- 第10条 利用者登録の更新をしようとする者は、利用者台帳から登録抹消される 前までに空家バンク利用者登録更新届出書(様式第9号)を町長に提出しなけれ ばならない。
- 2 町長は、前項の規定による登録更新の届出があったときは、その内容を確認の 上、適当と認めたときは利用者登録を更新するとともに、その旨を空家バンク利 用者登録更新完了通知書(第10号様式)により当該利用者登録更新届出者に通 知するものとする。

(登録申請者と利用登録者の交渉等)

- 第11条 町長は、登録申請者と利用登録者との登録物件等に関する交渉及び売却、 賃貸等の契約については、直接これに関与しないものとする。
- 2 契約後のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。 (個人情報の保護)
- 第12条 空家バンクに登録されている個人情報の取扱いについては、周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年周防大島町条例第12号)に定めるところによる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。